

老人保健制度

一人あたり、60万円の支出

増え続ける老人医療。
 昨年の10月の法改正により、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、結果として3・5ポイント減少しました。
 でも、対象年齢を引き上げただけでは問題の解消にはなりません。一時的（5年間）には減少しても、根本を変えなければ何も変わらないのです。

老人医療費 606,655円の内訳

本人支払い額	60,668円
公費(国・県・町支出金)	169,861円 皆さんが納めている税金
老人保健拠出金	376,126円 国民健康保険や社会保険の加入者が支払っている保険料の一部

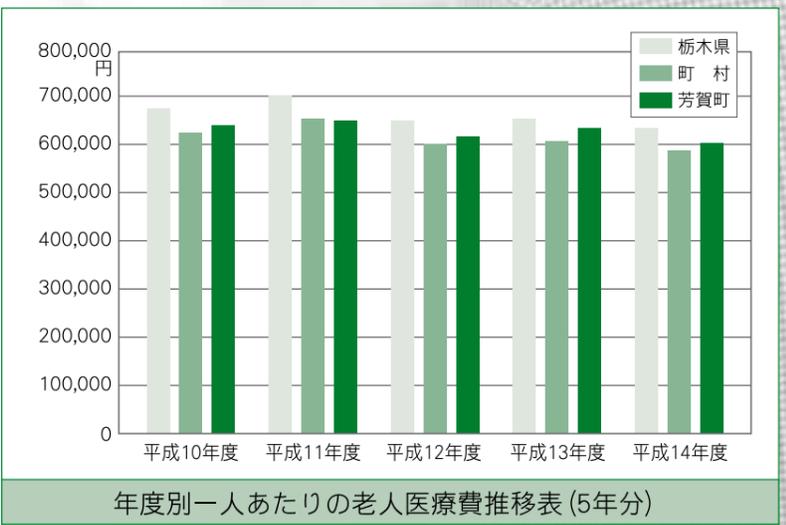
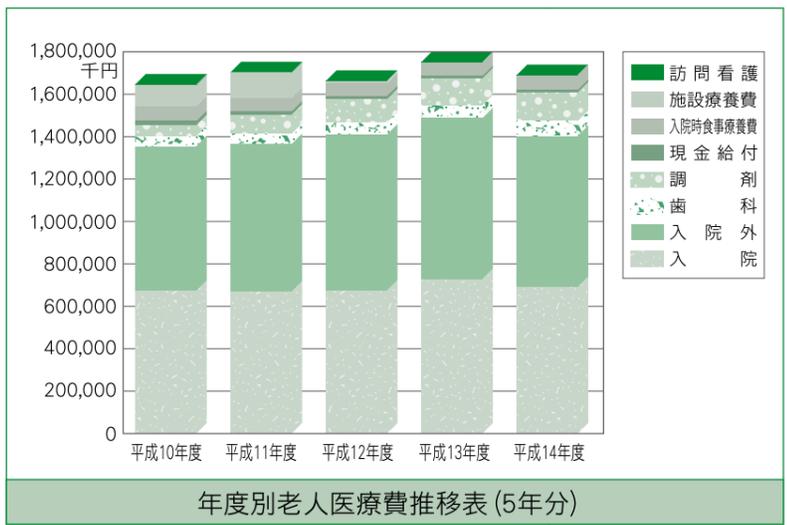
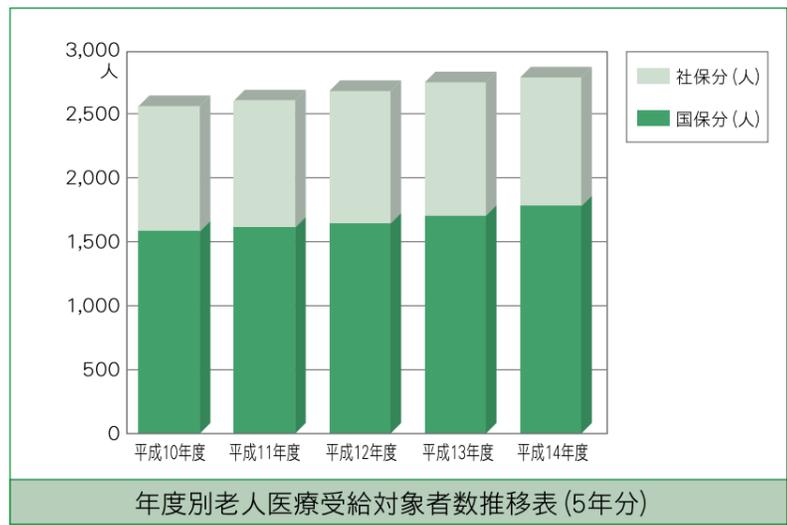
(平成14年度1人あたり)

健康で自立した安心な生活が送れるように...

生きがいサロン 町内5カ所で開催されている教室では、元気な皆さんが頑張っています。健康福祉課

老人クラブ 町内23クラブが元気に活動中、健康が一番!! 社会福祉協議会

健康福祉課
[028] (67) 6040
[028] (67) 4711



老人保健について

老人保健制度は、高齢者が医療を受けたときの自己負担を軽減し、安心して医療を受けられるようにするための制度です。75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の人が対象になり、芳賀町では2,785人の対象者がいます。
 平成14年度芳賀町の老人医療の総額は、16億8,953万4千円。一人あたり60万6,655円の老人医療費がかかっています。そのうちの62%が保険者(国保・健康保険組合)からの老人保健拠出金、28%が公費(国・県・町の支出金)として支出され、残りが医療を受けた本人の支払いになります。

芳賀町の医療費

芳賀町の老人医療費は、県平均と比較すると下回っていますが、郡内では真岡市に次いで2番目になります。
 同じ病気で重複して診察を受けたたり、健康なものにも関わらず診察を受けたりする人が少なくありません。
 老人医療費が増えれば、老人保健拠出金も不足します。結果として、国税や社会保

医療費を有効に使う

医療費が増えるのは、医療技術の進歩や高齢化社会という理由だけではありません。ちょっとした工夫で効率よく医療を受けられ、また節約することもできます。

医療費を有効に使うために

- 「かかりつけ医」を持つ
- 「かかりつけ薬局」を持つ
- 医者を信頼し、正しい受診をする
- なるべく、一つの医療機関で受診する
- 時間外や休日の診療は避ける
- 定期的に健康診断を受け、早期発見、早期治療を心がける

国民健康保険年金係
[028] (67) 6038